（法第２８条第１項関係「事業の報告書」）

令和元年度事業報告書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人Hoot Sports Academy

１　事業の成果

　令和2年度のスポーツクラブ運営に関する事業内容は前年度に引き続き「幼児から小学生を対象としたサッカースクール」、「親子サッカースクール」、「中学生対象のサッカーチーム」であった。4,5月の緊急事態宣言発令時は活動を休止し、例年実施していたサッカーキャンプなどの宿泊を伴うイベント事業は自粛した。

　また、スポーツ教室の継続事業である精華町立の3保育所での在園児対象の「体育あそび」、精華町子育て支援センター事業の「就学前親子の運動教室」も6月からの開始となり例年よりも回数を減らした活動となった。中学生を対象としたサッカー大会の運営も前年度通り継続実施したが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けて縮小大会となった。

　全体的に新型コロナウイルスの感染状況の影響を大きく受け事業実施が困難な年度となった。

２　事業の実施に関する事項

　(1) 特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事　業　内　容 | 実施  日時 | 実施  場所 | 従事者  の人数 | 受益対象者  の範囲及び  人　　　数 | 支出額  (千円) |
| スポーツクラブ運営に関する事業 | 幼児から小学生を対象としたサッカースクール、親子サッカースクール、中学生対象のサッカーチーム | 令和2年6月1日〜  令和3年3月31日 | 相楽郡精華町、  木津川市 | 3人 | 相楽郡精華町、木津川市、及び、周辺地域の住民  約100名 | 4,125 |
| スポーツ大会、スポーツ教室の開催に関する事業 | 精華町立の3保育所での「体育あそび」、精華町の子育て支援センターの事業にて「就学前親子の運動教室」 | 令和2年6月1日〜  令和3年3月31日 | 相楽郡精華町 | ３人 | 相楽郡精華町住民約400名 | 215 |
| 中学生を対象としたサッカー大会の運営 | 令和2年12月 | 京都府 | 2人 | 中学生約300人 |